

平成28年度 土地改良関係団体役職員講習会が開催される

今年度は、11月11日の平鹿支部を皮切りに、12月2日まで県内9会場において、延べ757名の関係者が参加し盛会のうちに終了することができた。

■全県共通テーマ

演題：「地域に於ける、転作奨励作物の土地改良事業との関わり」



▲会長挨拶の様子



▲工藤氏の講演の様子



▲受講者の様子(秋田支部職員)

■各支部の日程及び主な個別テーマ（敬称略）

平鹿(役職員)	11月11日	在中国大使館での勤務を終えて	東北農政局平鹿平野農業水利事業所 調査設計課長 萩尾 俊宏
仙北(役員)	11月15日～ 11月16日	秋田県内の農地集積について	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 三浦 庄助
山本(役職員)	11月17日	八郎瀧干拓とNPO法人活動	NPO法人はちろうプロジェクト 理事 鏡 長秀
雄勝(役職員)	11月18日	近き者説び、遠き者来たる	株式会社 おも・しえ 代表取締役 小坂 圭助
由利(役職員)	11月24日	「斎藤宇一郎」を語る	公益財団法人 斎藤宇一郎記念会 会長 佐藤 範義
鹿角、大館・ 北秋田(役職員)	11月24日～ 11月25日	農業水利施設の機能保全について ～日常管理のポイント～	秋田県土地改良事業団体連合会 管理情報部施設保全班 専門技術員 阿部 博光 専門技術員 加賀谷 達
仙北(職員)	11月29日	「複式簿記導入に伴うメリット・デメリット？」 パネルディスカッション	秋田県田沢疏水土地改良区 藤谷 麻代 美郷町千畑土地改良区 佐藤 慎 大仙市大曲土地改良区 古谷 和明 秋田県土地改良事業団体連合会 齊藤 翔 仙北地域振興局 喜多 智巳
秋田(役員)	12月1日	改良区役員に知ってもらいたい 農業法人運営のポイント	秋田地域振興局農林部農業振興普及課 担い手・経営班 副主幹 工藤 英明
秋田(職員)	12月2日	これからの土地改良区	秋田県農林水産部 農地整備課土地改良指導班 主幹(兼)班長 鈴木 宏保

納得 納得のプラン

●納得その1

◆農業用施設賠償責任保険の保険料の計算は簡単！

●納得その2

◆役員・職員以外の方に

- ①土地改良区の夫役等として、組合員による草刈・泥上げ等に従事する方への傷害保険
- ②期間雇用の方への傷害保険

◆役員・職員の方に

- ③役員・職員の方に限定した傷害保険

各プランとも新たなプランを設定し、豊富なコースの中からお選びいただけます。

●納得その3

◆傷害保険は、団体加入のスケールメリットとして割引15%を適用しています。

【問合せ先】 総務企画部 経理班 TEL.018-888-2714

引受保険会社：三井住友海上 取扱幹事代理店：東北リスクマネジメント

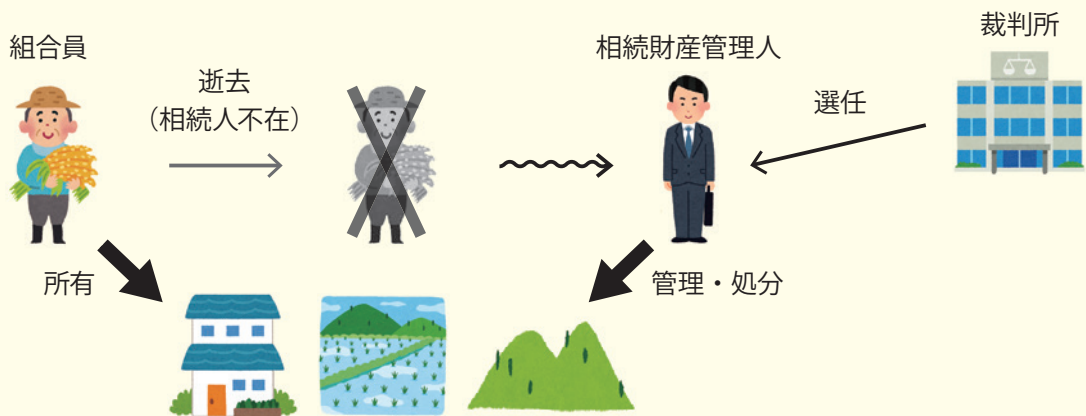
【更新手続き】 2月末日までとなっておりますので、後日、加入申込票を送付いたします。

※上記は、農業用施設賠償責任保険と団体傷害保険の特徴を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。
また、農業用施設賠償は昨年と同様ですが、延長距離に変更がありましたら別途お見積り致しますのでご連絡下さい。

組合員がお亡くなりになった場合、通常は相続人が組合員資格も引き継ぐことになります。ところが、配偶者や子がおらず、かつ他の相続人もいない場合、また戸籍上相続人の資格を有する者は存在するものの全ての者が相続放棄したような場合には、どうなるのでしょうか？

このように、死亡した組合員の相続人が見当たらない場合、「国が相続財産を取得するから問題ない」「国が組合員になるのではないか」といった話をされる方がしばしばおられますが、実はこうした見解は正しいとはいえません。

上記のような場合について民法が規定していますが、民法は直ちに国が故人の財産を引き継ぐという制度をとっていません。では、故人の財産を誰が管理するかというと、故人の利害関係人等の申立てにより裁判所が「相続財産管理人」を選任しますが、この「相続財産管理人」が故人の財産を管理していくことになります。



裁判所の選任により相続財産管理人に就任した者は、故人の財産管理のほか、

- ① 本当に相続人がいないか、財産を遺贈・分与すべき者がいないか、という調査
 - ②(1)故人の財産をお金に換える、
 - (2)故人に債務があれば故人の財産から支払いをする、
 - (3)こうした作業が終わった後にまだ残余の財産があればそれを国に渡す、
- という作業を行うこととなります。

このように、相続財産の残りが国に渡されるまでには相続財産管理人による財産の管理・処分が必要になりますし、国に引き渡される財産は故人の家・屋敷、農地などをお金に換えて、債務等が支払われた後の残余金です。ですから、国が死亡した組合員の農地を所有・耕作し土地改良区の組合員になる余地はまずありません。

それでは、相続財産管理人選任の手続きはどのように行われるのでしょうか。また、選任の申立手続きにはどのような問題があるのでしょうか。それについては、次回に説明したいと思います。

なお、現在、国では、土地改良事業を実施するにあたり、相続人不在の土地や所有者等が行方不明になっている土地がある場合、財産管理制度を活用して事業を実施するよう推進する取組を行っております。こうした問題が発生した場合には、土地連又は県などにご相談下さい。



「仁井田大根の漬物講習会」開催



「水土里の野菜倶楽部」主催の、「仁井田大根漬物講習会」が去る12月7日に秋田市の仁井田中央会館で開催された。本年の講習会では、仁井田堰土地改良区の鈴木理事長をはじめ、定年後に「農地中間管理事業」で農地を借受け本格栽培を目指す会員、昔の味が忘れられず県南より参加した方など多様な職種の方々の参加が目立った。また、今回より市民からの熱い要望に応えるため、漬物講習会へのみの参加にも対応したところ、会員を含め約30名という多数の参加者が集まった。

今年度は、種まき(8月4日)直後よりの干天、そして9月の長雨等、天候には恵まれず、大根は若干小ぶりではあったが、11月17日に収穫・はさがけした約900本の漬けこみを行った。

講師の後藤タカさんのテンポあるお話の後、ほどよく干された大根を洗浄し、小ぬか・塩・ザラメ等「ぬか塩」の調合等の下準備に続き、持参の樽に「干し大根」と「ぬか塩」を交互に丁寧に漬け込む作業が行われた。昨年に続く開催のせいか、参加者は手慣れた作業で予定より早く作業を終えた。大根の漬け上がりは年明けとなるが、今から食卓の「華」となる予感がする。

今年度で、県の「Akita 活力人」ちいき応援事業から卒業し、来年度以降は「水土里の野菜倶楽部」単独での運営になるが、引き続き、「地域の伝統野菜(仁井田大根・さしびろ・青菜)の復活・特産化」と「地域内学童の農作業体験の実施」を中心とした活動を予定している。水土里関係者を含め多くの方々の参加をお待ちしております。

第59回 本会通常総会開催予定

日時 平成29年3月17日(金) 午後1時

会場 秋田市文化会館 5階大会議室 秋田市山王七丁目3-1

今年もよろしくお願ひします。

平成29年



※秋田市総社神社の特大絵馬

会 長	高 貝 久 遠	秋田県田沢疏水土地改良区理事長	理 事	田 口 信 一	かづの土地改良区理事長
副 会 長	正 木 正 一	由利本荘市土地改良区理事長	”	大 坂 芳 市	雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区理事長
”	畠 山 清 俊	比内町土地改良区理事長	”	柴 田 康 二 郎	秋田県雄物川筋土地改良区理事長
専務理事	藤 原 元 吉	員外 (学識経験者)	”	松 田 知 己	美郷町長
常務理事	水 戸 憲 光	員外 (学識経験者)	”	鈴 木 清	男鹿東部土地改良区理事長
理 事	長 谷 部 誠	由利本荘市長	総括監事	藤 井 弘 道	秋田県南旭川水系土地改良区理事長
”	田 中 長	琴丘土地改良区理事長	監 事	小 川 善 信	能代南土地改良区理事長
”	福 原 淳 嗣	大館市長	”	南 都 武 男	昭和土地改良区理事長

連 合 会 日 誌

12月14日	第3回正副会長会議	本会「役員室」
12月21日	第5回監事会	本会「第3会議室」
12月21日	第3回理事会	本会「第1会議室」
12月22日	秋田県農業再生協議会臨時総会	秋田市
1月12日	都道府県土地改良事業団体連合会事務責任者会議	東京都
1月19日	2016語り部交流会inあきた	北秋田市
..... 今後の行事予定		
1月27日	平成28年度第2回秋田県農村振興技術連盟研修会並びに秋田県農業農村整備事業スキルアップ研修会	秋田市
2月3日	災害復旧技術向上のための講習	秋田市
2月10日	第4回正副会長会議	本会「役員室」
2月17日	第6回監事会、第4回理事会、第3回役員会	本会「第1会議室」
3月17日	第59回通常総会	秋田市

編 集 後 記

早いもので、入会して丸4年が経とうとしています。私は前職で映像関係の仕事をしていたのですが、水士里ネット秋田に入会してからもひよんな事から映像制作等に関わらせて頂くことも多く、なにかと縁を感じています。一度学んだ事が、どこかで誰かの役に立つというのは人生の中で最大のサプライズだと思います。さて、私事ですが2015年より美術大学に編入し、デザイン技術の向上はもちろんプレゼンの仕方など沢山のことを学ぶ事ができました。無事に卒業制作が受理されれば、この3月で卒業となっています。更なる技術の向上に努めていきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願い致します。(事業調整センター◇寺山)